

令和8年度港区立筈小学校いじめ防止基本方針

港区立筈小学校 校長 森 勇人

1 いじめ問題への基本的な考え方

本校は、いじめについて、いじめ防止対策推進法第2条に基づき、以下のよう
に定義する。

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と
一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為で
あって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」

なお、行為の「意図」ではなく、被害児童の感じる苦痛を基準とし、単発・継
続を問わず該当し得る。またインターネット上の行為（SNS、ゲーム等）も含む。

- (1) いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性があ
る、最も身近で深刻な人権侵害である。
- (2) いじめの防止にあたっては、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせ
ず、社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない社会を実現するために、学校・保護
者・地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に連携して取り組
む。
- (4) 子ども自身も、安心して生活できる集団づくりの主体であることを自覚し、
いじめを許さない風土の醸成に努める。

2 学校及び教職員の責務

- (1) あらゆる教育活動を通じて、すべての子どもが安心して豊かに生活できる学
校づくりを推進する。
- (2) 子どもが主体となっていじめのない集団を形成する意識を育むため、発達段
階に応じた指導・支援を行う。
- (3) いじめはどの学校・学級・児童にも起こり得ることを前提に、未然防止と早
期発見・早期対応に努めるとともに、保護者や地域、関係機関と連携して指
導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さない姿勢と、被害児童を守り抜く姿勢を明確にし、校長
のリーダーシップのもと組織的に対応する。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 学校サポートチーム（旧いじめ対策委員会）

ア 設置の目的

いじめや不登校などの問題が複雑化・潜在化している現状を踏まえ、外部有識者の視点も取り入れ、課題の分析と対応策の検討を行うため設置する。

イ 所掌事項

- ・いじめ対策および関連する不登校対策に関すること
- ・その他必要な事項

ウ 会議

- ・年2回（7月・12月）の定例会
- ・必要に応じて校長が臨時招集

エ 構成

校長、副校長、主任児童委員、PTA 会長又は推薦者、生活指導主任、養護教諭、生活指導部教諭、スクールカウンセラー（SC）

※必要に応じて、警察スクールサポーター、学校担当弁護士、スクールソーシャルワーカー（SSW）等の参加を依頼する。

(2) 校内いじめ対策委員会

ア 設置の目的

「ふれあい月間」（6月・11月・2月）や毎月の学校生活アンケート等を通して、いじめの実態を把握し、認知および対応について協議する。結果は職員会議で共有する。

イ 所掌事項

- ・いじめ対策および関連する不登校対策
- ・その他必要な事項

ウ 会議

- ・年3回（7月・12月・2月）の定例会
- ・週1回の生活指導夕会で随時報告
- ・必要に応じて校長が臨時招集

エ 構成

校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、学年主任又は専科主任、養護教諭、スクールカウンセラー

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止

- ・ 道徳教育、学級活動、国際理解教育等の充実による心の育成
- ・ 生活アンケートの実施と必要に応じた委員会開催
- ・ 教員研修（年2回）による指導力向上

(2) 早期発見

- ・ 「いじめ防止月間」（6月・11月・2月）の設定
- ・ アンケート、全児童面談の実施
- ・ 相談しやすい体制の整備

(3) 早期対応

- ・ 事案発生時は校内委員会を招集し組織的に対応
- ・ 保護者・関係機関と連携し解決を図る
- ・ 教職員への研修実施

5 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法に基づき、以下の場合をいう。

- ・ いじめにより児童の生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑い
- ・ いじめにより相当期間（年間30日目安）学校を欠席

(2) 発生時の基本対応（初動）

- ・ 直ちに校長へ報告
- ・ 学校は教育委員会へ報告（法第30条）
- ・ 被害児童の安全確保（別室対応・保護）
- ・ 加害行為の即時停止

重大事態が発生した場合、学校は事態の深刻性を十分認識し、迅速かつ組織的に対応するとともに、教育委員会への報告を遅滞なく行う。

(3) 調査の実施

- ・ 調査主体 学校または教育委員会
- ・ 調査内容 事実関係（時系列整理）、背景・要因分
- ・ 調査方法 関係児童・教職員への聴取、アンケート、記録等の精査
調査は客観性・中立性を確保し、偏りのない事実確認を原則とする。

(4) 被害児童・保護者への対応

- ・被害児童の安全確保（別室指導等）
- ・心のケア（SC・養護教諭との連携）
- ・校内委員会の臨時招集
- ・教育委員会への報告

被害児童及び保護者の心情に寄り添い、不安の軽減と信頼回復に努める。

(5) 加害児童への対応

- ・行為の理解と責任を自覚させる指導
- ・再発防止のための支援

(6) 再発防止策

- ・学校体制の見直し
- ・教職員研修の強化
- ・児童への再教育

重大事態を契機として学校全体の課題検証、再発防止策を確実に実施する。

6 教職員研修計画

- ・年度当初：基本方針に基づく研修
- ・7月・12月：「ふれあい月間」結果を踏まえた研修
- ・2月：成果と課題の整理、次年度への改善策検討

7 保護者との連携及び啓発

- ・年度当初に基本方針を保護者へ周知（保護者会・HP等）
- ・学校だより等で継続的に啓発を行う

8 地域及び関係機関との連携

- ・学校サポートチームを中心とした連携体制の構築
- ・学校運営協議会での情報共有
- ・児童相談所、子ども家庭支援センター等との連携強化

9 学校評価及び基本方針の改善

- ・学校評価においてアンケートを実施し、いじめ防止の取組を検証
- ・結果を踏まえ、基本方針の見直しと改善を行う

10 いじめ防止年間計画

月	取組	部会・委員会等
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止基本方針」の確認・研修（職員会議内） ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 ・SC全員面談（4・5年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会 （各学年からいじめ、不登校、気になる児童の報告 以下毎月同様）
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 ・SC全員面談（4・5年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい月間」（横断幕掲示） ・「ふれあい月間」調査まとめ ・「WEB-QU」実施 ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 ・SC全員面談（4・5年生） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会 （ふれあい月間まとめ、職員会議に資料提出、教職員で共有）
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止研修（職員会議内） ・「ふれあい月間」結果共有（職員会議内） ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 ・SC全員面談（4・5年生）終了・まとめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会 ・学校いじめ対策委員会（上旬） ・学校サポートチーム会議（下旬）
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・「WEB-QU」分析（学年会） ・いじめ、不登校対策（管理職から講話） 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふれあい月間」（横断幕掲示） ・「ふれあい月間」調査まとめ ・「WEB-QU」実施 ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会 （ふれあい月間まとめ、職員会議に資料提出、教職員で共有）
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止研修（職員会議内） ・「ふれあい月間」結果共有（職員会議内） ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 ・「WEB-QU」実施 ・学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会 ・学校いじめ対策委員会（上旬） ・学校サポートチーム会議（下旬）
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会 （学校評価まとめ）
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会 ・校内いじめ対策委員会 （本年度反省と次年度計画）
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・「学校生活アンケート」実施・面談・まとめ報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活指導部会